

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年1月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和2年1月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 広田池地区	高松市創造都市推進局産 業経済部土地改良課
〃	香川用水非受益地域用水確保事業 小山池地区	〃